

過払事案処理等役務請負契約条項

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書に定めるところに従い、甲に対して過払事案処理等に係る役務（以下「役務」という。）を提供し、甲はその代金を乙に支払うものとする。

2 甲は、この契約に別段の定めがあるもののほか、代金のほかこの契約に関しなんらの負担を負わないものとする。

(代 金)

第2条 乙に支払われる代金の金額は、契約金額とする。

(債務の引受等の承認)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合

(2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

2 甲は、前項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人の届出)

第4条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、委任する事務の範囲を明らかにして、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

(仕様書の疑義)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(監督官等の派遣)

第6条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を役務の実施場所に派遣するものとする。

- 2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び業務の範囲を乙に明示しなければならない。
- 3 監督官等は職務の遂行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。
- 4 乙は監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

第2章 契約の履行

第1節 過払事案処理等役務実施者

(過払事案処理等役務実施者の派遣)

第7条 乙は、仕様書等の定めるところにより、この契約を履行するために過払事案処理等役務実施者（以下「役務実施者」という。）を甲に派遣するものとする。

2 乙は役務実施者を派遣する場合は、あらかじめ、役務実施者届（別紙様式第1）1部を甲に届け出るものとする。

3 役務実施者を派遣するのに必要な費用は代金に含まれるものとする。

(役務実施者の提供する役務)

第8条 前条の第1項の規定により甲に派遣される役務実施者は、仕様書の定めるところにより役務を提供するものとする。

(役務実施者の事故等の取り扱い)

第9条 乙は派遣した役務実施者が役務提供中に死傷した場合の保証の責任を負うものとする。

2 前項に定めるほか、役務実施者の責めに帰すべき理由により生じた損害は、乙の負担に帰すものとする。

第2節 役務の提供の確認

(役務の確認)

第10条 役務実施者は、第8条に定める役務を提供した都度、役務時間確認書（別紙様式第2）及び役務報告書（別紙様式第3）により甲の確認を受けなければならない。

2 甲の指名した監督官は、乙の行う役務について、契約書、仕様書及び甲の定める監督実施要領に基づいて行われるものとする。

3 監督官は前項の規定により速やかに役務時間確認書及び役務報告書の確認を行うものとする。

(役務提供終了の届け)

第11条 乙は、役務提供が終了した場合は、直ちに役務終了届を甲に提出するものとする。

(役務終了の確認)

第 12 条 甲は前条の届出があった場合は、甲の指名した検査官により役務確認実施要領に基づいて役務提供終了の確認を行い、天災地変その他甲の責めに帰することのできない理由による場合を除き、遅滞なく役務終了確認調書（以下「確認調書」という。）を乙に、交付するものとする。

(提出書類)

第 13 条 乙は、役務の完了後、役務時間確認書、その他仕様書に定める書類を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。

第 3 節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

第 14 条 乙は、確認調書を受理したときは、代金を甲の指定する者に請求することができる。

2 乙は、代金を請求する場合は、甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書をもってするものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から 30 日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第 15 条 甲は、約定期間（前条第 3 項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、約定期間満了の日の翌日時点における財務省告示による政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に 100 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

第 3 章 契約の効力等

(役務完了不能等の通知)

第 16 条 乙は、理由のいかんを問わず契約履行期限までに役務を完了する見込みがなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第 17 条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、役務を完了することがで

きなくなった場合は、乙は役務完了の義務を免れるものとし、甲はその代金の支払の義務を免れるものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、役務を完了することができなくなった場合は、乙は、役務完了の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金（乙が、提供の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。
- 3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

第4章 契約の変更等及び解除

第1節 契約の変更等

（契約の変更）

第18条 甲は、役務提供の期間中において必要がある場合は、役務提供の期間、役務履行場所、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

- 2 前項の規定により変更が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

（事情の変更）

第19条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

- 2 前項第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

（役務の一時中止）

第20条 甲は、役務が完了するまでの間において、その役務を一時中止させることができる。

- 2 甲が役務を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき甲に賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、役務再開の日から30日以内に文書により行わなければならない。
- 4 乙は甲の都合により役務提供を一時中止した後再開した場合の役務の期間について必要があるときは、役務時間を変更するため甲と協議することができる。

第2節 契約の解除

（甲の解除権）

第21条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除するこ

とができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約履行期限までに役務を完了しなかった場合
- (2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が役務を完了することができなくなった場合
- (3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が契約履行期限までに役務を完了しなかった場合
- (4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が役務を完了することができなくなった場合
- (5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
- (6) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第 22 条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第 23 条 甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、解除部分に相当する代金の 10 パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第 1 項に規定する違約金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払いのあった日までの日数に応じ、当該違約金に対し、遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令第 29 条第 1 項本文に規定する財務大臣の定める率を乗じて計算して金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第 24 条 甲は、第 21 条第 2 項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が役務を履行しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第 22 条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前 2 項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内に文書により行わなければならない。

第5章 関係資料の取扱

(関係資料の取扱)

第25条 乙が役務提供に際し入手した甲の資料または役務提供の課程で得た資料並びに乙が作成した書類については、甲の所有とする。

第6章 秘密の保全

(秘密の保全)

第26条 乙は、この契約の履行に際し知得した役務内容に関する秘密及び情報を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、この契約の履行途中及び履行後において、この契約に基づき役務をしたことについては、いかなる媒体を用いての公表も行ってはならない。

第7章 雑則

(調査)

第27条 甲は、この契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資産の提出を求め、又はその職員に乙の事務所等の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第28条 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第29条 この契約に関する訴えは、さいたま地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。